

かわにし

vol. 102



麻生川の桜



川崎西税務署より

消費税の 軽減税率制度実施



今年も大盛況！

新春トークショー＆ 賀詞交歓会開催報告



お得なクーポン付き！

川崎西法人会 会員からお得な情報



様々な活動に取り組んでいます

法人会活動報告



力作揃いの小学生の作品

絵はがきコンクール 入賞作品紹介



QUO カードが当たる！

クロスワードパズル 「かわにし検定」



Index

地元企業応援広告	2、3
川崎西税務署からのお知らせ	4、5
地方税のお知らせ	6、7
税制改正について	8、9

新春トークショー・賀詞交歓の集い	10
活動報告	11
絵はがきコンクール	12、13
行事予定・新入会員紹介とお知らせ	14、15



公益社団法人

川崎西法人会

<http://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>



インストラクター
川崎市多摩区出身
TAMURA

「かわにし」をお持ちのお客様
**入会金
10,800円が無料**

リングで…生まれ変わる
ヒートアップで体力アップ!

プロレスクラス
総合格闘技

キックボクシング

キッズクラス

肉体改造

ダイエット

ウェイトトレーニング

ヒートアップ道場
KAWASAKI
SINCE 2016

神奈川県川崎市多摩区菅北浦1-2-3
TEL:044-712-4312

ヒートアップ道場

HEAT-UP道場は、プロレスを通して健康維持はもちろん、シェイプアップ・ストレス発散・運動能力向上など様々な目的を持った会員様が通われています。一般的なスポーツジムのように運動をするのではなく、目的に合わせて、楽しみながら効果的な運動ができます。

地元to地元なら紙メディア。 お客様への最適な アプローチを!

新聞折込・地域メディア・チラシ印刷。
地域密着型の集客やPRには
お客様へダイレクトにメッセージを
お届けできる、紙メディアが効果的。
新聞販売店と地域メディアが
タッグを組み、3本の柱で、
企業と地域の皆様をつなぐための
最適なお提案をいたします。

ご相談はお気軽に
フリー
アゲス **0120-373-964**

新聞折込

日刊紙各紙への折込手配を承ります。
お客様と読者のニーズにお応えした折
込エリアをご提案、配送から手配まで
一括で行います。

印刷・デザイン制作

〈まちの印刷屋さん〉として、チ
ラシや名刺、のぼりや横断幕など、
デザインから印刷までお客様のご
要望にきめ細やかにお応えします。

地域メディア
麻生区の地域情報紙
『メディあさお』

グルメやショッピング情報にとどまらず、地域の
歴史やコミュニティに密着した情報をお
届けしています。発行部数は約7万部。
麻生区の各ご家庭に戸別配布しています。

印刷代1,000円引き
(税別5,000円以上のご利用)
※一社1回限り

株式会社あかもと本舗(朝日新聞販売店)
株式会社メディスタくらしの窓新聞社

代表取締役 **赤本 昌広**

〒215-0026 麻生区古沢 191(麻生郵便局向かい)

おうちまるごとの**ホームドクター**

地元密着の頼りになる**安心サポート**です!

安心丁寧 訪問サービス 見積無料

- ・でんき
- ・水まわり
- ・リフォーム
- ・太陽光etc.

お気軽にお問い合わせください!



**お気軽に
お問い合わせ
ください!**

<家電販売・空調機器設置・修理・各種電気工事・オール電化・補聴器販売など>

川崎市麻生区に開業して43年、地域の皆様の日頃のご愛顧に感謝しています。当店では時代の変化に対応して、お客様からの家電業界のあらゆるニーズにお答えしています。注目度ナンバーワンの大画面テレビやブルーレイレコーダー、話題のエコキュート、太陽光発電。キッチン、浴室、洗面台、トイレ、玄関ドア、手すり、外壁、屋根まわりなどなどお客様に合わせたリフォームプランをご提案させていただきます。何でも家中まるごと当店にご相談ください。

取り扱いメーカー：日立/ソニー/パナソニック/シャープ/三菱/ダイキン/NEC/東芝/TOTO/LIXIL 他。

..... **43年の信頼と実績で勝負!!**

「かわにし」をお持ちのお客様
ご成約時に御見積より更に**10%Off**
または
単三電池2個パック進呈

石野電気柿生店
☎044-988-2687

川崎市麻生区下麻生2-39-1 営業時間/9時~19時 定休日/月曜日 第三日曜日



中高年・シニアが集う店
地元で愛されて14年

カラオケ倶楽部 フィーリング



スペースお貸しします!
カラオケ教室・女子会・パバ会
オフ会などお気軽にご相談下さい。

カラオケ無料

昼 12:00~16:00
どれだけ歌っても
お1人様 1,000円 税込

夜 18:00~23:00
どれだけ歌っても
お1人様 1,500円 税込

※ワンドリンク・お菓子付
お得な飲み放題メニューあり

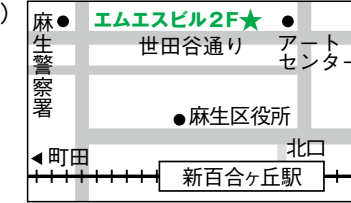
「かわにし」をお持ちのご新規のお客様
初回のみ
**昼1,000円/夜1,500円が
それぞれ半額!**
有効期限2019年12月末日

麻生区万福寺6-2-23 2F (新百合ヶ丘駅北口徒歩4分)

☎044-953-5511

ココイ

昼の部 12:00~16:00
夜の部 18:00~23:00
定休日 日曜・祝日



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	税 借方 区分 (円)
11	30		△△商事 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事 11月分 食料品	8% 43,200
②			①	③
				④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事 平成30年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 丼	5,400円
11/1	牛肉 丼	10,800円
11/2	揚げパン・デザート	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は QRコードから特設サイトへ



高津県税事務所 移転のお知らせ

高津県税事務所は、現在、KSP（かながわサイエンスパーク）に仮移転中ですが、**平成31年5月20日(予定)に次の場所に移転します。**

【移転先のご案内】

◇ 所在地 ※ KSPに仮移転する前と同じ所在地に戻ります。

〒213-8515

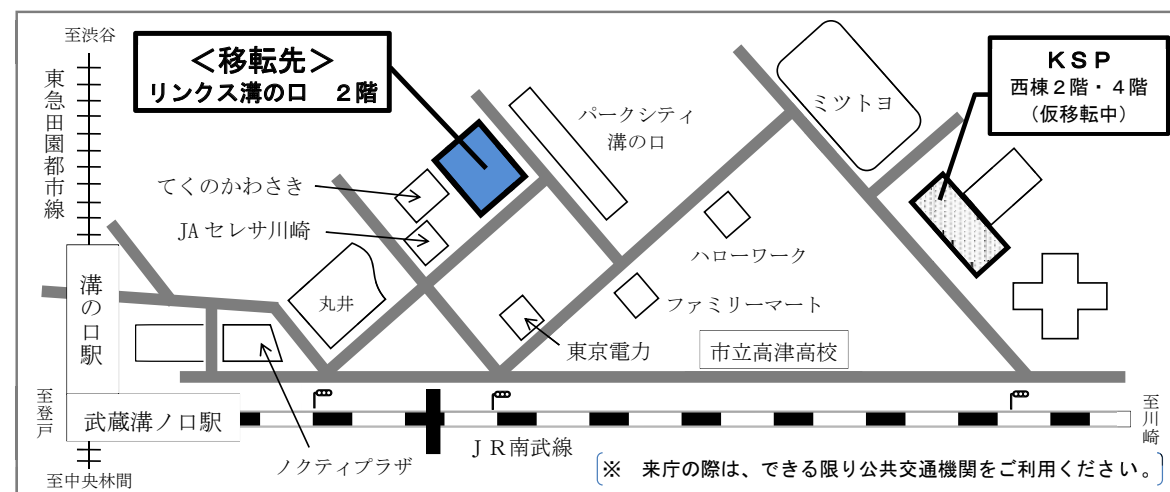
川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口 2階

JR南武線 武蔵溝ノ口駅下車 徒歩5分
東急田園都市線 溝の口駅下車

◇ 電話

(044) 833-1231 (代表) ※ 電話番号は変わりません。

◇ 案内図



※ 「かながわ労働センター川崎支所」も、同時にリンクス溝の口に移転します。

市税の窓口

●市税事務所・市税分室の担当課・係などの電話・FAX番号

お住まいの区または資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へお問い合わせください。

★が付いている業務は、住所地・資産所在地に関係なく、すべての市税事務所・市税分室で取り扱います。

※市外局番はすべて044です。

主な業務	お問合せ先	かわさき市税事務所	こすぎ市税分室	みそのくち市税事務所	しんゆり市税事務所
	担当区域	川崎区幸区	中原区	高津区宮前区	多摩区麻生区
●市税の証明書の交付・閲覧★ ●原動機付自転車等の登録・廃車等の手続き★ ●市税の還付 ●市税の口座振替納付 ●納税貯蓄組合	市民税課管理係 (市税分室管理担当)	200-3962	744-3222	820-6559	543-8957
●個人の市民税・県民税の申告・課税※ ¹ (給与所得者に係る特別徴収を除く。)	市民税課市民税係 (市税分室市民税担当)	200-3882	744-3231	820-6560	543-8958
●固定資産税・都市計画税(土地)の課税	資産税課土地係 (市税分室土地担当)	200-3956	744-3241	820-6565	543-8971
●固定資産税・都市計画税(家屋)の課税 ●固定資産税(償却資産)の申告・課税※ ²	資産税課家屋係 (市税分室家屋担当)	200-3958	744-3243	820-6567	543-8973
●市税の納付★ ●市税の納税に関する具体的な相談 ●滞納市税の整理	納税課 (市税分室納税担当)	200-3890	744-3225	820-6571	543-8982
●FAX番号		200-3935	744-1223	820-6563	543-8990

※1 個人の市民税・県民税の申告書の提出に限り、すべての市税事務所・市税分室で受付を行います。

また、申告時期には、市税事務所・市税分室の所在しない幸区・宮前区・多摩区の各区役所で一定期間、支所・出張所でこれまでと同程度の日数、申告書の受付を行います。

※2 償却資産の申告書の提出に限り、すべての市税事務所・市税分室で受付を行います。

●かわさき市税事務所市民税課管理係、法人課税課の電話・FAX番号

下記の業務は、かわさき市税事務所が市内全ての区を担当します。

※市外局番はすべて044です。

主な業務	お問合せ先	電話番号	FAX番号
●軽自動車税の申告・課税	かわさき市税事務所・市民税課管理係	200-3963	200-3935
●個人の市民税・県民税の課税 (給与所得者に係る特別徴収)	かわさき市税事務所・法人課税課特別徴収係	200-2209	200-3908
●法人市民税 ●市たばこ税 ●入湯税 ●事業所税	かわさき市税事務所・法人課税課諸税係	200-3966	200-3908

●区役所・支所市税証明発行コーナー

区役所・支所市税証明発行コーナーでは、市税の証明書の交付・閲覧(5年度以上前の証明書の交付など、一部の業務を除く。)や、税に関する一般的な相談(支所は除く。)を受け付けています。

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

＜増減試験研究費割合8%超＞
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$
＜増減試験研究費割合8%以下＞
 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

《新春トークショーと賀詞交歓のつどい》開催される

1月16日(水)ホテルモリノ新百合丘において、会員と一般の参加者など約150名がご出席のもと、恒例の《新春トークショーと賀詞交歓のつどい》が開催されました。

新春トークショーでは、あべ静江氏を招きご講演をいただきました。デビューに至ったきっかけや現在の幅広い活躍の場をお聞きし、今後の活動に関してお話しいただき盛り上がりました。

続いて会員のみで行われた賀詞交歓のつどいでは鈴木憲治会長の年頭の挨拶をはじめ、ご来賓の蜂谷和則川崎西税務署長、福田紀彦川崎市長および山田長満川崎商工会議所会頭よりご挨拶をいただき、久野達也神奈川県高津県税事務所長の乾杯により懇談へと移りました。会場の和やかな雰囲気の中、会員による新年の交歓が執り行われました。



新春トークショー あべ静江氏



賀詞交歓のつどい



福田市長のごあいさつ



ホテルモリノ新百合丘

小田急線 新百合ヶ丘駅 南口 すぐ

Telephone. 044-953-5111 (代表) <http://www.hotelmolino.co.jp>



機能的で、現代感覚あふれる明るいゆとりの80室250名様までご利用いただける宴会場と小宴会場
和食・洋食・中華の本格レストランに、バーラウンジ

R E S T A U R A N T

フレンチ *Chex* ダイニング
ゆりの

広東名菜
赤坂璃宮

stairs
LOUNGE

営業時間/7:00~21:00
ランチ 11:00~14:30
ディナー 17:00~21:00

月曜定休(祝日除く)
営業時間/11:30~21:00

営業時間/12:00~23:00
(バータイム17:00~)
*パーティ1名様2,000円より

各レストランでの個室、ラウンジでのパーティも承ります

川崎西法人会活動報告

各委員会及び部会では、それぞれ次の日程で研修会、ボランティア活動等を開催し、地域社会貢献活動の一環として、幅広く活動しています。

稲田第一・第二ブロック 合同年末研修会

12月4日(火)

於：柏屋



演題：「消費税軽減税率について」
講師：川崎西税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 上川路 亨 氏

平成31年新年賀詞交歓会 平成30年納税表彰祝賀会

1月24日(木)

於：横浜ベイホテル東急



神奈川県下18法人会より総勢233名
が出席し盛大に開催されました。

e-Tax研修会

1月28日(月)

於：法人会会議室



講師：川崎西税務署 個人課税第一部門
統括国税調査官 嶺山 登 氏

平成30年度役職員研修会

2月12日(火)

於：湯本富士屋ホテル



特別講演
演題：『コンプライアンスのすすめ』
講師：元財務官僚/ニューヨーク州弁護士
山口 真由 氏

生活習慣病検診

2月5日(火)・13日(水)・25日(月)

於：麻生市民館



会員企業への福利厚生事業の一環として
年2回、2月と7月に実施されています。
多くの会員の方が受診されました。

見学研修会

3月7日(木)

豊洲市場見学と迎賓館赤坂離宮



キャンセル待ち希望者が出る中で一般参加者と会員38名が参加し、「豊洲市場」と「迎賓館赤坂離宮」の見学研修会を実施しました。

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3の消費電力 60,000時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン

メール便・ポスティングもお任せください!



株式会社ニッケン石橋

川崎市多摩区堰 1-15-30

www.nikkenmailbin.co.jp TEL044-829-5614



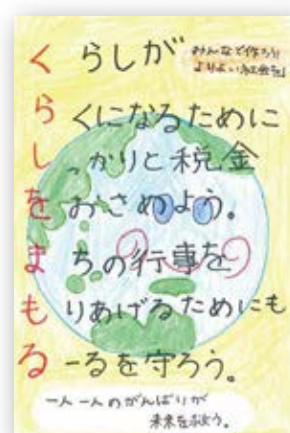
税に関する小学生絵はがきコンクール

表彰作品のご紹介

女性部会では、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうために税に関する絵はがきコンクールを開催しました。



西菅小学校
島田 あゆみさん



中野島小学校
金田 明澄さん



中野島小学校
竹内 瑛太さん



百合丘小学校
佐藤 実穂さん



百合丘小学校
富澤 妃真里さん



百合丘小学校
梅林 千聡さん



王禅寺中央小学校
広瀬 敬さん



中野島小学校
卜部 守里さん



中野島小学校
丸谷 紗生さん



西菅小学校
田村 凜子さん



百合丘小学校
櫻井 芽依さん



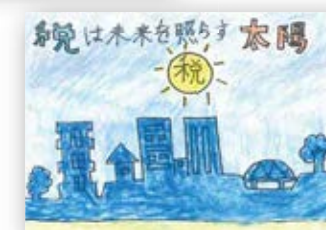
西菅小学校
横川 七海さん



中野島小学校
若藤 里佳さん



百合丘小学校
福田 大己さん



百合丘小学校
加藤 早絢さん

川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- 正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- 月曜日～土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり

～ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受診者除く) ～



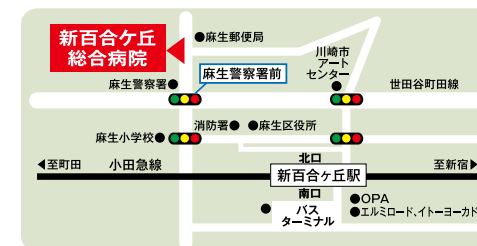
PET-CT

◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイスリクの方々に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会

新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

☎0120-700-098



行事予定

2019年4月～6月

行 事 名	開 催 日	時 間	会 場 等
☆新設法人説明会 共催	4月17日(水)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	6月6日(木)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
☆決算法人説明会 共催	4月18日(木)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	6月7日(金)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
第7回通常総会	6月13日(木)	15:30～(予定)	ホテルモリノ新百合丘 7F(桧)
懇親会		17:30～(予定)	

※「☆」の付いている事業は一般の方もご参加いただけます。お申込は法人会事務局までお願いいたします。
法人会事務局 TEL：044-980-4131・mail：info@kawasakinishihojinkai.or.jp



新入会員紹介

2018年12月～2019年2月

ブロック名	法人名	代表者名	業 種	所在地	電 話
稲 田 第 二	株式会社横浜銀行 登戸支店	岡村 和典	銀行業	川崎市多摩区登戸2092	044-922-3131
	お客さまや地域社会にとって魅力あふれる金融機関をめざします。				
稲 田 第 二	株式会社あおい	阿尾 マドカ	建設業	川崎市多摩区宿河原6-26-25 植野ビル1階	044-322-8897
稲 田 第 二	Cafe&Party ルグラン	信元 秀治	飲食業	川崎市多摩区登戸2977-1 井出向ヶ丘ビル1階	044-922-0100
	カフェとパーティーの二毛作営業				
生 田	株式会社横浜銀行 生田支店	三木 佳子	銀行業	川崎市多摩区栗谷3-1-1	044-954-8581
生 田	Coswell Japan LLC	音堂 清志	海外取引エージェント	川崎市多摩区枳形1-1-1-507	044-933-0289
	海外取引の経験40年以上。海外合併会社設立、技術指導の経験もある。				
麻 生 東	株式会社横浜銀行 百合ヶ丘支店	前田 道亮	銀行業	川崎市麻生区百合丘1-1	044-955-2131
柿 生	株式会社横浜銀行 柿生支店	福島 孝行	銀行業	川崎市麻生区上麻生5-39-33	044-987-1561
柿 生	合同会社MAHALO STYLE	増井 大悟	サービス業	川崎市麻生区万福寺2-5-10	044-543-9189
	経営者様が助成金制度を適正に継続して安心してご活用いただくサポートをいたします。				
柿 生	株式会社one-bear	阿部 一彦	学習塾	川崎市麻生区上麻生5-38-9 プラザピア2階	044-387-5017
	柿生地域で完全個別指導1対1の学習塾は阿部塾だけ!				
柿 生	株式会社パサゴ	渡邊 一志	不動産仲介業	川崎市麻生区下麻生2-19-1 グリーンピア柿生102	044-455-7344
	土地と住まいの購入専門仲介会社のPASAGOです。よろしくお願い致します。				
管 外	フィリップモリスジャパン合同会社	杉 庄司	たばこ	横浜市港北区新横浜2-8-12 Attend on Tower 4階	045-476-5292
	煙のない社会実現のため、紙巻きたばこの問題解決に取り組みます!				

日本料理

柏屋

*ランチタイム 11:30～13:30
*ティータイム 13:30～14:30
*会席プレート 17:00～19:30(要予約)
定休日 毎週月曜日
川崎市多摩区登戸 2466 番 TEL044-911-3191(代)

無料法律相談



1. 相 談 日 毎月第4水曜日
2. 開催時間 午後2時～5時
3. 場 所 ○川崎商工会議所 多摩支所
多摩区登戸 2102-1(第2井上ビル2階)
○川崎商工会議所 麻生支所
麻生区万福寺 1-12-7(山田ビル3階)
4. 相 談 員 担当弁護士
【2019年の相談日】
■4月24日(水)・6月26日(水)
(場所は多摩支所)
■5月22日(水)(場所は麻生支所)
※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所(044-952-1191)にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

無料融資相談



1. 相 談 日 随時(事前予約制)
2. 開催時間 午後1時～4時
3. 場 所 ○川崎商工会議所 多摩支所
多摩区登戸 2102-1(第2井上ビル2階)
○川崎商工会議所 麻生支所
麻生区万福寺 1-12-7(山田ビル3階)
4. 相 談 員 川崎商工会議所 職員
※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所(044-952-1191)にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

KAWANISHI NEWS

かわにしニュース

川崎新田ボクシングジム、会長・選手川崎西税務署広報大使に就任

川崎西税務署は、現日本フライ級王者の黒田雅之選手(32)、現東洋太平洋スーパーバンダム級シルバー王者の古橋岳也選手(31)、そして両選手を輩出した川崎新田ボクシングジム(川崎市多摩区登戸)の新田涉世会長(51)の川崎西税務署広報大使就任式を2月7日に同署にて行いました。
就任式では、蜂谷川崎西税務署長より古橋選手に広報大使委嘱状が手渡され、(新田会長、黒田選手は昨年就任済)その後、黒田選手と古橋選手はパソコンを使って国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを体験。両選手は、「パソコンは苦手ですが、タブレット・スマホも操作が簡単で、これであればいつでもどこ

でも気軽操作できて便利です」とコメント。
黒田選手は、いよいよ満を持して今年のGW明けに世界戦を、古橋選手も5月に次の試合を控え、気合いが入っていました。
プロボクサーとして、また川崎西税務署広報大使として、世界で、地域で、今後ますますの活躍が期待されます。



写真左から蜂谷川崎西税務署長、古橋選手、新田会長、黒田選手、イータくん。

《広報大使プロフィール》

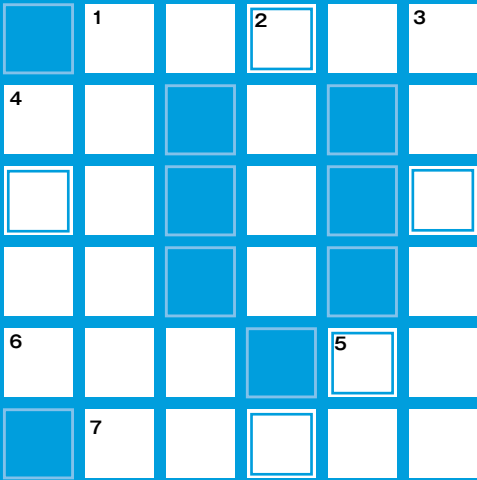
黒田 雅之(くろだ まさゆき) 選手黒田 雅之
1986年、東京都稲城市出身。プロデビュー戦は2005年で、初回KOで勝利をおさめる。また、2006年度には全日本新人王のMVPを受賞。現在までのプロ戦績は、40戦30勝(16KO)。2017年には日本フライ級王者を獲得し、現在も同タイトルを保持。

古橋 岳也(ふるはし かくや) 選手
1987年、神奈川県川崎市出身。プロデビュー戦は2007年で、2回TKOで勝利をおさめる。現在までのプロ戦績は、33戦24勝(13KO)。現在「東洋太平洋スーパーバンダム級シルバー王者」。

新田 涉世(にった しょうせい) 会長
1967年、神奈川県栗野市出身。横浜国立大学在学中にプロデビューし、1996年には東洋太平洋バンダム級王座を獲得。引退後の2003年には川崎市でジムを開設し、多くの日本王者を輩出する一方、執筆、講演、テレビ出演などでも活躍中。



「かわにし検定」クロスワードパズル! vol.3



二重枠の字を並びかえて言葉を完成させよう！

答 え

あなたは、地元のことをどれだけ知っていますか？クロスワードパズルの正解者の中から抽選で10名様に「図書カード500円分」と「かわにし検定認定証」をプレゼント!!

タテのカギ

1. 若葉台にある本・文房具などが豊富にある「○○○○○フォー若葉台」。
2. 岡本太郎美術館、日本民家園などの施設がある「生田○○○○」。
3. よみうりランド内にある野球場「読売○○○○○球場」。
4. 開業当時は「稲田多摩川駅」という駅名だった小田急線「○○○○駅」。
5. 法人会会員でもある博進社では「○○」やけん玉を制作している。

ヨコのカギ

1. 麻生区「ふるさと麻生八景」にも選出。五重の塔で有名な「○○○○○」。
6. 麻生区栗木にある野球場とテニスコートがある「○○○池公園」。
7. 樹齢数百年の松が植えられていた(現在除去)百合丘の「弘○○○○○」。

プレゼント応募方法
プレゼントをご希望の方は、クイズの答えと「かわにし」のご感想、ご住所、お名前、お電話番号を明記の上、下記事務局宛にハガキまたはFAX、E-mailにて4月30日(火)までにお送りください。
〒215-0036 川崎市麻生区はるひ野1-15-1リーデンスクエアはるひ野 102号室
FAX 044-980-4646
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜KSビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社

横浜プロチャネル営業部/神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19
TEL 045-277-3110

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

編集後記



「かわにし」がより分かりやすく表紙も変わりました。ぜひご一読いただければと思います。絵はがきコンクールでは西菅小学校の島田あゆみさんが金賞、県で優秀賞を受賞しました。おめでとうございます。1月に行われた「新春トークショー」では私の世代のアイドル、あべ静江さんが講演。名曲「みずいろの手紙」の「お元気ですか、そして今でも愛してると言ってくださいませか」の歌詞に、テレビの前で「はい、愛してます」と思わず答えるくらいかわいかったのを思い出します。あれからもう40年でしょうか。

最後に今号ではありませんが、100号記念特集での川崎フロンターレ鬼木監督のインタビューのあとから、勝ち続けて逆転優勝を果たし、西法人会も優勝のきっかけになったのではと、嬉しく思っています。本当におめでとうございます。

広報委員会 石橋 博

公益社団法人川崎西法人会広報委員会

川崎市麻生区はるひ野 1-15-1 リーデンススクエアはるひ野 102 号室 TEL 044-980-4131 FAX 044-980-4646

E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp